

**患者・家族の皆様へ（お願い）**  
**暴言・暴力・迷惑行為への対応について**

令和 8 年 4 月作成

当院では、暴力の予防と対策の第一の姿勢を「いかなる暴言・暴力は許さない」とし、暴言・暴力が発生した場合、被害職員を守り、組織的対応をすることとしています。

次のような暴言・暴力・迷惑行為があった場合、退院や退去を命ずるあるいは警察介入を依頼することがありますので、あらかじめご了承くださいと共に、ご理解とご協力をお願いいたします。

以下のような行為は、当事者と医療関係者との信頼関係を損ないます。

- 1 大声や奇声、暴言または脅迫的な言動により、他の病院利用者や病院職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）
- 2 来院者および病院職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合
- 3 解決しがたい要求を繰り返し行い、病院職員の業務を妨害すること（必要限度を超えて面会や電話等を強要する行為等）
- 4 病院職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為およびストーカー行為をすること
- 5 正当な理由もなく院内に立ち入り、長時間とどまること
- 6 医療従事者の指示に従わない行為（飲酒・喫煙・無断離院等）
- 7 病院側の了承を得ず撮影や録音をすること
- 8 謝罪や謝罪文を強要すること
- 9 院内の機器類の無断使用、持ち出し、または器物破損行為
- 10 その他、他の病院利用者や病院の迷惑と判断される行為、および医療に支障をきたす迷惑行為

天の川病院 病院長